

EUの南東欧政策と戦後復興計画構想の比較検討¹⁾

田 中 宏

はじめに 問題点の所在

2000年9月末、新ユーゴスラビア大統領選挙が実施され、野党統一候補コシュトニツァが勝利した。その後10月初旬に、市民・労働者が蜂起するなかで新政権が発足した。新生したユーゴスラビア連邦は2001年はじめにかけて国際社会への復帰を果たした。

歴史をふりかえると、90年代初頭にはすでに、旧ユーゴスラビアは経済不振と危機的状况、「ショック療法」により連邦解体が実質的に進行していた。1992年初頭スロベニア、クロアチアが独立した後、ボスニア・ヘルツェゴヴィナの悲劇そしてコソヴォ紛争が勃発し、NATOの対セルビア空爆を経て、紛争は終結した。この間、西側国際社会とマスコミの姿勢はセルビアに対して「ヨーロッパ的偏見」に終始した（岩田昌征 [1999]）。

この新政権は、80年代のユーゴスラビア経済の不振と危機に加えて、旧ユーゴスラビア領土内での内戦と国際地域経済関係の途絶、国際社会からの制裁、NATOの対セルビア空爆、旧政権の経済政策の失敗による劣悪な遺産を受け継いでいる。この点では、他の東欧諸国の移行とは質的に異なって、極めて劣悪な条件のもとで本格的な市場経済化への道を歩み出さなければならない（阿部望 [2001]）。

本稿は、旧ユーゴスラビアの「戦時経済」と戦後復興、市場経済化を分析すること（阿部、小山の一連の研究、中津孝司 [2000]、大倉春男・金森俊樹・中津孝司 [1999] を参照）を直接の課題としていない。EUの側から展開された対南東欧政策と戦後復興構想を検証することにその狙いがある。

では、EC/EUの対南東欧政策の基本線はどこに問題点があったのか。この点を探るために、ユーゴスラビア解体、民族紛争勃発の政治経済的要因について諸研究を振り返ってみよう。まずは千田の論点を見よう。ユーゴ紛争についてのその論点は、以下のように、圧縮できるだろう(千田[1999])。

- 1) ポスト・チトー以降の、長期の経済危機の深刻化による打開への展望の喪失。
- 2) 権力獲得手段としての民族主義の利用、悪用(代表がミロシェビッチ、セルビア民族主義)。
- 3) CSCEの紛争防止メカニズムの具体化がユーゴ紛争に間に合わなかったこと。
- 4) EUは、ユーゴ紛争を、地域解決能力を実証するデモンストレーションとして見做し、同時に民族自決のユーフォリアに酔ったドイツのゴリ押し的な政策、圧力(ボスニア承認、セルビア側への一方的非難)にEU共通外交政策が押し切られたこと。そしてユーゴ問題の仲介的解決よりも「EUの団結」が優先されたこと。

同様な論点は、小山洋司(Koyama[1997])でも確認できる。小山は、社会主義体制と74年憲法体制の崩壊に関連して、経済危機が民族対立の最大要因であり、民族自決原則の機械的適用と国際社会の対応が民族対立の複雑化と深刻化をもたらしたと指摘している。また、柴(柴宜弘[1996])は、ユーゴスラビア紛争の原因について、セルビアの民族主義に求める見解、つまり「セルビア悪玉論」をきっぱりと否定し、先進共和国と後進地域の経済的格差拡大と対立、自主管理社会主義の求心力の喪失、「民族自決」の単純な適用に求めている。では、ここの3氏の結論を、EC/EUの対ユーゴスラビア政策に写しなおすとどうなるのか。ユーゴスラビアで深刻化しつつある民族紛争を内在的に解決する戦略的対応をEC/EUはもっていなかったのではないかと解釈できることを示唆している。この示唆は、旧ユーゴスラビアにおける事態の推移を観察すれば、当然の結論であろう。したがって、問われるのは、

いかなる意味において「戦略的対応」ができなかったのか、である。それは、岩田の提起する意味において、なのか。

先の3氏が指摘するように、回復の展望の見えない経済停滞と旧ユーゴスラビア連邦の維持求心力の喪失とがもたらす悪循環のなかで、民族主義が芽生え、民族紛争が勃発したとするならば、EUの戦略的対応は、少なくともこの回復の展望の見えない経済停滞と旧ユーゴスラビア連邦の維持求心力の喪失とがもたらす悪循環を断ち切り、(1)その経済的停滞を克服し、(2)求心力の喪失を何らかの形で穴埋めするような要素をもっていなければならなかったはずである。だから、この(1)(2)の点は、以下に検討する上で、貴重な視座となる。本稿では、第 4章でEC/EUの対南東欧政策の問題点を析出し、その対南東欧政策の転換、変化を概観する。そして第 5章ではEUの対南東欧戦後復興政策の諸構想とその特徴について比較検討する。

EC/EUの対南東欧政策

さて、最初に、EC/EUの対南東欧政策の転換、変化を検討していこう。

ここでは、ユーゴスラビアの民族的紛争にたいして、短期的、戦術的にEC/EUがどのように対応したのか、ではなく、戦略的に旧ユーゴスラビアを冷戦崩壊後のヨーロッパ地域システム構造のなかでどのように位置づけようとしたのか、その位置づけのためにどのような政策をとってきたのか、この点が検討されなければならない。

1. ECの対東欧政策：欧州協定をいかに評価するのか

周知のように、80年代後半から90年代初頭にかけてECは単一市場形成に迫り着き、その上に経済通貨統合を構想するに至った。そのECが、東欧の旧社会主義諸国に対して、最初に少なくとも包括的であると思われる戦略を示したのは欧州協定である。田中によれば(田中宏[1993][1998])、それは次

のような特徴をもつ。つまり、(1) ECは、この欧州協定によって、EC加盟の直接的・外交的言質を与えることを避けながら、東欧諸国や一部のCIS諸国の欧州回帰、EC加盟熱にも対処する重大な術を手にいれたが、(2) その協定はベルリンの壁崩壊の結果、1991年初頭に構想され、それまでの中東欧3カ国の政治的地殻変動、体制転換・民主化の結果にたいして設定されたものにすぎず、中欧3カ国の長期の発展、安定化と近代化を保障するものではなく、(3) その意味でこの協定は新しく書き換えなければならなかった。このような指摘の正しさは、EC/EUがコペンハーゲン・サミット(93年11月)で、正式に中東欧諸国のEU加盟3基準を承認した後、今日まで繰り広げられている長期の加盟準備・交渉の過程が証明している。では、欧州協定にみられるEUの対東欧政策は、バルカン諸国のEU加盟熱に十分戦略的に対応できる手段を提供していたのか。その点を次に検討しよう。

2. 90年代前半のECの対バルカン政策

第一次のクロアチア戦争が終結し、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ戦争が勃発して1年経過した1993年6月に「ヨーロッパ共同体とバルカン諸国」と題する国際会議が開催されている。そこでEC対外関係(アフリカ、ACP、ロメ協定諸国担当)担当委員であるPinheiro委員(ポルトガル出身) 対東欧担当のHans Van DenBorekではない は、要約すれば、以下のように発言している(ギリシア・Corfu島,1993年7月4日でのスピーチ²⁾)

- 1) 1991年のスロヴェニアにたいする「連邦」側の攻撃の前に、双方に経済・資金援助をすることで平和的解決を追求した。勃発以降は、1991年11月に旧ユーゴスラビアとの貿易協力協定を破棄通告した。
- 2) ECは民族紛争を解決できないという不愉快な現実直面して、そこから教訓を引き出している。バルカンの非人道的戦争の終結はヨーロッパの死活の利害となっている。なぜならば、ヨーロッパがよってたつ価値と原則が危機に瀕しているからである。だから効果的な対外安全保障政策

の形成が必要であろう。このことがひとつの教訓である。クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ戦争が他の地域に広がらないように封じこめなくてはならない (not let it spill over)。

- 3) ECモデルをささえ、西ヨーロッパに平和を持続させてきた基本原則は、原理的に、今日のバルカン地域でも長期の対立を根本から克服できるものである。それゆえ、ECモデルをより広域のヨーロッパに拡大することがECの追求する最優先目標のひとつである。
- 4) 1989年の諸革命以降、ECは中東欧の経済・政治改革を支援する総合的プログラムを発展させてきた。その主要なものは、金融技術支援のPHARE、G24の支援の調整役、そしてバルカン諸国の諸協定の締結である (この段階では、ブルガリア、ルーマニアとはヨーロッパ協定、スロベニアとは貿易経済協力協定、クロアチアとは協定交渉中であったが中断、ボスニア・ヘルツェゴヴィナとは承認検討、マケドニアには経済援助表明、アルバニアにはグラント供与表明)。
- 5) 欧州協定は、双務的關係にとって新しい画期となった。政治改革、経済改革、人権と民主主義の尊重がもりこまれ、更に経済協力から発展して、政治対話と文化協力まで含むようになった。また、将来のEC加盟を究極の目標として掲げている。その候補国となるための資格は法の支配、人権の尊重、自由公正な選挙の実施、市場経済の諸原則である。コペンハーゲン・サミットは、加盟基準を示し、加盟のための「構造的関係」を連合国に提供した。

ここで確認できるのは以下の点である。(1) ECはバルカン問題の解決をECモデルと原則の適用のなかで見通していること、さらに具体的には、(2) 中欧諸国が先陣をきって締結した欧州協定を通じてEC加盟にアクセスするシナリオがバルカン諸国にたいしても推奨され、(3) そのなかで、経済協力支援に優先権が与えられてきている。

この時点では、(1) 宮島喬が指摘しているように (西川長夫・宮島喬

[1995] p.62) 国家関係の平和構築に成功してきたECが「民族国家」内での少数民族問題では全く無力であったことの反省がまだ読み取れず、その延長線上に問題を解決しようとする姿勢 (EC統合原則の直接適用論) があることを確認できるだろう。反対に、(2) パルカンと南東欧地域にたいしては中欧地域とは異なる独自の戦略的接近方法が存在していない (移行経済の一環としてのEU加盟論)。

3 . 地域的アプローチへのECの転換

では、このような90年代初頭のECの対南東欧政策はいつ、どこで、どのように転換していくのか。

ボスニア・ヘルツェゴヴィナ戦争がデイトン (パリ) 協定 (1995年12月) で終結した時期の前後に、EUは対旧ユーゴスラビア・南東欧政策の再検討を開始している。95年10月理事会では、人権、マイノリティの権利、難民・避難民の権利、民主的制度、政治経済改革、この地域の諸国との開放的で協力的な関係を確立する準備、平和条約の完全な受入れを謳い、そして旧ユーゴスラビアに関しては、コソヴォへの大幅な自治の容認というコンディショナリティを協約関係 (contractual relations) を結ぶ際の条件とした。

さらに、96年2月の理事会では、連合協定締結の交渉のない諸国にたいする協約関係 (contractual relations) では、隣国間の地域協力の構築、発展を目指す「地域的アプローチ」(以下略して、地域アプローチ : RA) を適用すべきであることを定めた。また、協約関係は同一内容にする必要はなく、環境に応じて種別化すべきである。その後、この結論はさらに以下のように具体化されていった。

2003回理事会 (97年4月29 - 30日、ルクセンブルグ) (EC [1997]) は、1980年に旧ユーゴスラビアと締結された協力協定と類似し、同時に旧ユーゴに与えていた最恵国待遇措置を新ユーゴスラビアにも与えることを決定すると同時に、以下の内容をもつ「南東欧地域諸国との関係に一貫したEU戦略を

発展させる点でのコンディショナリティの適用についての理事会結論」を採用した。

- 1) コンディショナリティのEU戦略：この戦略の対象国は、当初（95、96年段階）は、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、新ユーゴスラビアの3カ国であったが、FRマケドニア、アルバニアを含めて5カ国とする。貿易、援助、EUの関係構築を進める際に5カ国が満たさなければならない条件を明確に示した。つまり、隣国との国境協力を取組む準備意志があることが、その条件の重要な要素としてつけ加えられた。EU戦略がコンディショナリティ実施の誘因にならなければならない。条件は一般的なもの³⁾と、各国別の特殊なものがある。
- 2) 漸進的アプローチ：EUとの関係の前進はこの地域アプローチの受入れ程度（準備度）にしたがって漸進的に行われる。
- 3) スケジュール：条件適用の異なる水準と協力との関係

第一段階：自動的に最恵国待遇の供与。このコンディショナリティとは民主主義と人権の尊重及び隣国との経済関係を発展させることの準備意図があることである。

第二段階：Phareの実施。その一般的コンディショナリティはデイトン条約の義務遵守であり、民主主義と人権尊重の漸進、民主的改革の公約である。FRYにはコソヴォとの対話が公約として追加される。

第三段階：協約関係の構築。この構築は進化的過程とみなされ、その交渉の開始には、低い水準でも条件の受入れが要求される。締結後には、協定の各項目についてモニターがなされる。難民の帰還など目にみえる措置の実施、その入国許可、自由選挙など10項目の公約がその一般的条件であり、各国別には特殊条件が提示される。

上記のEU戦略は、対中東欧政策（欧州協定、コペンハーゲン加盟基準からEU加盟準備）の延長線上にバルカン諸国を位置づける方式からの離脱、ある

いは東欧諸国を包括的に一律に扱う方式からの修正として読むことができるだろう。ではいかなる意味での離脱・修正か。RAとして集約される修正点とは、(1) 地域協力を形成する準備意志(個別各国利害を超える地域の利害の重視)・能力を正式に組み込んだこと(地域協力視点)(2) EUとの関係の漸進的深化を3つの段階として構想したこと(段階性・漸進性)の2点であろう。デイトン協定による和平の実現強化をめざしたEUは、この新戦略を通じて、新ユーゴスラビアにコソヴォ問題解決のための圧力をかけていった。にもかかわらず、コソヴォ紛争が勃発した。これはEUにさらに衝撃をあたえた。ところで、1999年に出された報告書(EC[1999])は、「RAの目標に関して」の前進はつぎはぎ状態であると総括し、各国別に言及している。

4. 新たな展開 : 南東欧諸国のための安定化連合プロセス

さて、このコソヴォ紛争の解決をめぐるには、NATOのセルビア空爆が継続するなか、5月26日、EU委員会は南東欧(SEE)との新しいタイプの協約について、理事会と議会に以下のように提案した。

- 1) この地域諸国の安定化に努力したにもかかわらず、前進が見られない。より広い地域の平和と安全を目指す新しいアプローチが緊急に求められている。EUは長期、短期にこの地域の安定化に責任をもっており、それを自覚している。RAを安定化・連合プロセスに発展させる。安定化・連合プロセス(以下、SApと略記)は将来のEU戦略の中核になる。過去2回のヨーロッパの地政学的挑戦(89年東欧独立、91年ソ連崩壊)に対応したように、今回も統合の展望を提供することで反応しなければならない。この地域の不安定化はルーマニア、ブルガリア等の周辺国にも悪影響を及ぼしている。EU加盟へのトラックを走っている周辺国は南東欧諸国に見本を示すことになる。
- 2) 現在の政策は発展を必要としている。EUの従来の地域的アプローチはコンディショナリティを効果あるものにする手段としては限界があり(第

第1表 1990年代末段階の南東欧諸国との地域アプローチ

	自由貿易措置	PHARE・OBNOVA	協約関係
FYRマケドニア	ワイン、スピリットのみ	あり	あり
アルバニア	なし（GSPを最恵国待遇に格上げ予定）	あり	あり（92年協力協定が有効）
ボスニア・ヘルツェゴヴィナ	あり、現状から距離あり	完全にPHARE候補国ではない（制度構築、難民の平和協定のみ）	なし
クロアチア	あり、現状から距離あり	なし（95年から停止）	なし
新ユーゴスラビア*	なし、条件が合致するまではない	なし	なし

出所：筆者作成

注）* モンテネグロには別途の手段で援助され、コソヴォには財政支援が避難民に供与されている。

1表参照）それを強化する（RAが狙いとしていた目的は一国単位では達成できない。EU加盟への熱望や経済問題は地域に共通しているので、支援は地域的の広がり、多国的局面を持たなければならない）。この発展したRAでは、すべての諸国が完全に欧州構造のなかに統合されるという展望のなかで、EUとの関係改善の見通しをもつようになる。

- 3) 新しい安定化・連合プロセスとは、EUの対バルカン共通戦略として、従来の手法と新しい手法の提案を含む、以下の6つの内容をもつ。安定化連合協定（以下、SAAs略記）の発展（新しい協約協定）、現行の経済貿易関係の発展、現行の経済資金支援の発展/方向転換、民主化、市民社会、教育、制度構築の支援の拡大、司法・内務等の新しい協力機会の利用、政治的対話（地域レベルも含む）の発展。

- 4) 安定化・連合協定（SAAs）

SAAsは安定化・連合プロセスの中心をなす手法である。対象国は従来ど

おり5カ国である。協定は相手国の環境の特殊性に応じてテイラーメイドで作成される。その目的は以下の通りである。この地域をEU構造へ完全統合する見通しにより近づけること、民主主義の強化、法の支配、地域協力等を支援すること、2国間、地域のレベルでの政治対話の枠組みを確立すること、経済関係、貿易、投資、企業政策、開発、関税協力を促進し、世界の貿易体制に統合する展望を持つこと、可能であれば自由貿易地域を確立すること、司法・内務協力の基礎を提供すること、EUアキ・コミュニテールに法制度を接近させる意図をもった「連合指向」型の支援プログラムである経済・社会・市民・教育・学術・テクノロジー・エネルギー・環境・文化の協力の基礎を固めること。

- 5) 交渉再開の条件には変化がない。交渉は最初にFYROMと開始することが予想される。SAAsの提案分野は以下の通りである。民主化、市民社会、制度構築(特別の強調が戦後のコンセンサス再構築、戦争の心理的負担の軽減に置かれている)、司法・内務、貿易(自動的な最恵国待遇は、協約関係が確立されるまで依然として重要である。ボスニアとクロアチアへの最恵国待遇貿易を区分すること、3カ国については将来的には協定にする。アルバニアとの2国間貿易関係を格上げする。WTOへの加盟を準備させる)、経済資金支援(マクロ経済をモニターして、民間投資の流入環境をつくる)、政治的対話。
- 6) SAAs以外の要素。安定化・連合プロセスにおいてはSAAsではない要素については、SAAsが提示する条件に合致しているか否かに関わりなしに、すべての国に開放される。その意味で新しい局面を開くものである。

さて、1999年5月に提起された安定化・連合プロセス(SAp)は、(1)信頼でき予測できるような展望的なEU加盟論を提起することで、(2)バルカン全体に地域協力を拡大・強化することの必要性を示し、それを(3)各国の特殊性を配慮する弾力的アプローチ・個別ペース論で包摂する構造となっ

ている点に特徴がある。そして、2000年11月24日のザグレブサミットでは、EU条約と1993年コペンハーゲン基準に基づいて加盟の展望を示すことと、支援の独自のプログラム（CARDS：Community Assistance for Reconstruction and Development and Stabilisation）及びEU加盟の準備支援の主要な手段として安定化・連合協定SAAsを用いることが承認された。

以上から、EC / EUの対南東欧政策の変化は以下のように要約できるだろう。

- (1) 90年代はじめのEUの対南東欧政策は、90年代半ばに修正され、約3年後に地域的アプローチとして定式化された。RAは南東欧諸国を連合協定国の資格に到達させることができなかつただけでなく、ユーゴスラビア紛争の再発（コソヴォ紛争）を予防できなかった。EUのRAはこの地域の安定化を保障（視座の第1である求心力喪失の穴埋め機能）するものにはならなかつたと判断される（表現上は、RAは有効であり、発展・強化される、となっているが）。
- (2) SAAsは従来の協力協定と置き換わるような、新しい協力のディメンジョンであるとされる。内容的には、欧州協定とも、CIS諸国とのパートナーシップ協力協定（APC）とも異なる。（第2表参照）
- (3) 結局、SAAsは、EUの統合原則・原理の周辺地域への適用拡大を修正するのではなく、資金支援と同時に、欧州協定締結後にEU加盟準備でされた枠組み（「加盟前」戦略）を要素的に組み入れることによってEU構造への即効的な「一体」感を打ち出そうとするものである。そのことによって南東欧地域の安定化を狙っている。移行経済論の一環としてのEU加盟論から民族問題、地域問題解決の重要課題としてのEU加盟論へのシフトであるように思われる。

第2表 S A A s と欧州協定、パートナーシップ協力協定 (APC) との比較

	欧州協定	安定化連合協定	A P C
EU加盟	間接的言辞	EU構造への完全統合の展望に接近	なし
貿易特惠	なし(自由化の非対称、農産物等の非自由化、反ダンピング、セーフガード)	最恵国待遇を実現、WTOへの加盟	一般特惠
経済、産業、科学、文化等の協力	あり	あり	あり
金融支援	G24、国際金融機関との協調(Phare以外に新たになし)	Phareと調整が必要、民間投資の促進、復興と地域協力資金、国際収支調整むけの資金	なし
構造的関係	構造的対話	地域レベル対話、さまざまなレベル(閣僚)、さまざまな形式	なし

出所：筆者作成

5．安定協約と新ユーゴスラビアの国際社会復帰、南東欧支援

1999年6月10日、EUのイニシャティブにより、ケルンで南東欧のための安定協約(Stability Pact)が採択され、同月30日に、サラエボで安定協約が締結された。これにより、EUの対南東欧戦略は、SApとこの安定協定に複線化することになった。

この協約はコソヴォ紛争を解決することを直接の契機にして、良き隣国関係の二国間・多国間協定を構築することを目的としていた。これには南東欧諸国、近隣諸国、先進主要諸国、国際機関が参加している。協約のメカニズムとは、全体のレビューとガイダンスをおこなう南東欧地域テーブルおよび

国際支援を動員・調整するプロセスの2つからなっている。協約とは各プロジェクトを実施する主体ではなく、調整、促進機能のみを有するものである。南東欧地域テーブルは、ハイレベル運営グループおよびその下でEUが指名する特別調整役の議長と3つの作業テーブル（民主化と人権、経済再建、安全）と2つのサブ作業テーブル（軍事防衛、司法内務）からなっている。現在、この作業テーブルの下で244のプロジェクトが動いている。これに対して、国際支援の動員と支援を調整する責任は、EUと世銀が担うことになり（第41条）、共同事務がブリュッセルに設置されている⁴⁾。これまでEUと世銀の共同議長による対南東欧支援国会議は、以下のように、13回開催されている（European Commission/World Bank Office [2001a]）。

- 1999年 4月 ブルガリア協議グループ会合
- 5月 FYR マケドニア協議グループ会合
- アルバニア協議グループ会合
- ボスニア・ヘルツェゴビナ支援国会議
- 7月 第一回コソヴォ支援国会議
- 11月 第二回コソヴォ支援国会議
- 2000年 3月 地域基金設立会議（Regional Funding Conference）
- 12月 ユーゴスラビア連邦支援国調整会合
- 2001年 2月 コソヴォ支援国会合
- 3月 アルバニア協議グループ会合
- 6月 ユーゴスラビア連邦支援国会議
- 10月 第二回地域会議
- 2002年 3月 FYR マケドニア支援国会議

公式資料によれば（European Commission/World Bank Office [2001b]）、1999年から2001年の間に、毎年約60 - 66億ユーロの支援がなされている。支援の対象は 予算援助・マクロ経済支援、再建、経済発展、人道援助、

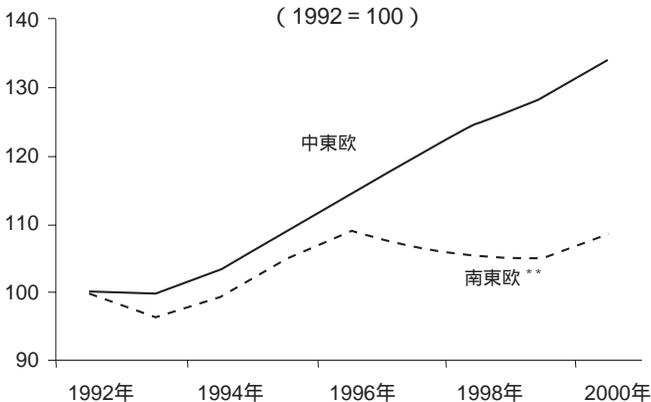
その他、である。その分類によると、人道支援と予算支援・国際収支支援の必要性が減少してきて、中期的再建・経済開発支援が中心になってきている。新ユーゴスラビアが支援対象になったのは2000年になってからである。また、支援額の分担では、国際金融機関（EBRD、WB、EIB、CoEDB）が約20億ユーロ、IMFが3億 - 6億ユーロ、ECとその加盟国が36 - 40億ユーロとなっている。

EUにだけ限定してみると（EC [2002]）、1990年から2000年までこの地域の緊急に必要な危機管理と再建対策に合計で55億ユーロ（90 - 95年に14.3億ユーロ、96 - 2000年に41.2億ユーロ）を支出している。これに対して非EU諸国・機関の支援総額は、1995 - 2000年に90億ユーロとなっている。1人当たり援助額では90年代初期の対中東欧支援と同程度になっている。また、支援全体の中で、分業関係が出現してきており、国際金融機関がEUとともに、インフラ開発、経済リストラ、民間セクター開発で指導的役割を担い、他の国際組織（欧州評議会、OSCE）と二国間はソフトな支援（和解、難民の帰還、良きガバナンス、民主化、制度構築）を主導している。

南東欧地域の戦後復興開発計画の検討

つぎに、第2の視座、EC/EUの戦略的対応はどのような意味で経済停滞を克服する要素になったのか（あるいはなっているのか）を検討しよう。だが、その停滞とEC/EU戦略的対応の間の因果関係、相互関係の分析は、一義的には困難である。第1図に示されているように、南東欧地域は、中東欧と比較して、次のような特徴の違いがある。（1）体制転換初期の89年～93・94年におけるGDPの低下はほぼ同じような低落傾向を示しているが、その低落の谷は中東欧より深い。（2）その後の回復過程でも、中東欧がほぼ上昇トレンドに転じたのにたいして、南東欧は1996年を境に再度停滞・低落傾向に戻っている。その諸原因をどこに求めるか、について議論はあるだろう。だが、中

第1図 南東欧の経済成長（1992 - 2000年）*



出所：WB/IMF [2001] p.4

* 米ドルによる実質GDP指数

** コーゴ連邦、ボスニア・ヘルツェゴヴィナは含まれていない

東欧と同種の移行経済戦略政策をこの地域に適用することの問題性だけは確認できるであろう。

そこで次に、南東欧の戦後復興にどのような構想が提出されているのか、その特殊性（中東欧との相違）を検討することに限定したい。現在まで出されているのは、仄聞するかぎり、個人的提案は別にして（例えば、Sevic [2000]）、総合的な戦後復興開発計画は以下の2つのみである。

1. ヨーロッパ政策研究センター「戦後の南東欧のシステム」（復興、開放、開発、統合の計画）

このペーパーはヨーロッパ政策研究センター（ブリュッセル）の「南東欧の未来」作業部会の中で作成された研究成果である。執筆者はMachael Emersonら4名である。ヨーロッパ政策研究センターは99年7月リブリアナでインディペンダントな研究者・研究機関と「安定化協約に関する南東欧政策フォーラム」を開催している。その復興開発計画は以下の通りである（以下

「システム」と略称)。

- 1) 出発点は、SEE諸国がEU加盟へ動いていることをエリートも大衆も承認しながら、SEEはその意味することを理解していないし、EU側はその熱意に適切に対応できる戦略がなかったことにある。RAは、そのコンディショナリティは目盛りが詳細すぎて現実的テコにならなかったこと、コンディショナリティは貿易、援助では有効だが、通貨・安全保障では有効でないこと、政治的方向性が明確でなかったこと、の欠陥がある。EUの政策、制度参加、金融資源の提供での潜在力を観察し、SEE各国、地域のニーズを捉えることがSEE問題解決のために重要である。
- 2) EUの潜在力では以下のような提案を行なっている。
 - (1) EEAIの創設。漸進主義を否定して、一挙に 多角的汎欧州自由貿易圏(工業製品の関税率ゼロ)の導入、原産地ルール原則の適用、次の段階で 関税同盟、 共通市場への参加、を果たす。喪失した関税収入はEUが財政補填する。また、現在の「加盟前戦略」の政策(構造基金とSocrates, Leonardo)にも組み入れる。
 - (2) ユーロッパ通貨領域の設立。ユーロの誕生とロシア金融危機の影響を勘案して、 管理フロート制、 カレンシーボード制、 完全なユーロ化の中から、 ないし のいずれかを選択すべきである。の選択肢の場合、政府は通貨発行益を喪失するが、それはEUが再分配的に補償する。
 - (3) 復興と投資。戦後の状況では2つの論点がある。ひとつはベオグラードが交通の主軸となっているセルビアを復興計画に含めるのか否か、2つめにはセルビアを含めるのであれば、インフラの復興金融が予想されることである。排除すると、復興コストはむしろ高くつく。公的インフラ投資はSEE 5カ国のGDP(30億ドル)の8%程度が合理的である(予測される投資率は25%)。EUの構造基金はSEE側

のインフラ投資管理能力が不十分なために南東欧復興開発庁の設立が望まれる。EBRDが非インフラ投資部門に特化する。

- (4) 経済通貨同盟。先の(2)と(3)はEUへの加盟なしにde factoのEMU参加となるだろう。
- (5) 欧州市民社会。民主主義、人権、マイノリティの権利は新タイプの連合協定にも適用されるべきだが、市民社会の層が薄いために、理想的なスタンダードを下げるべきである。主要な基準は政治制度が欧州の基準に向かっているのか否かにもとめる。
- (6) 自由、安全保障、正義のヨーロッパ地域(略)
- (7) 軍事的安全保障のヨーロッパ地域(略)
- (8) 新カテゴリーの加盟。EUは、諸民族和解の理念型統合を示しているが、拡大を希望する諸国を吸収するキャパシティをもっていないことに、そのジレンマがある。パルカン諸国はEUへ統合されるという誘因がなければ、対立から和解へとその行動様式を変更させないだろう。だが、連合加盟(associate membership)は不適切である。オプトアウトが許されるような、完璧主義をもとめない仮想加盟(virtual membership)のような定式が必要である。EU制度への参加は限定される。
- (9) 資金融資とコスト。SEEへの資金支援は次のようになる。アジェンダ2000についてのベルリン合意は年間にEU予算 1,040億ユーロ、新規加盟国 140億ユーロ、合計1,180億ユーロである。EUの年間予算はGDP1.27% = 1,240億ユーロであるので、200億ユーロの差額が存在する。そのうち、新規加盟候補国(5カ国)には100億ユーロを投じるとすると、SEE諸国に回すことができるのは50億ユーロとなる。50億ユーロはこの5カ国のGDPの10%分に相当する。この50億ユーロに、さらに関税収入損失分の補填額、通貨発効益喪失補填額、EIBからのローン供与額が加われば、復興投資に必要な大規模な資金が

確保できるだろう。

(10) EU戦略の一般的観点。バルカンでは一世代の間にヨーロッパ市民社会文化を達成できないので、コンディショナリティの基準は、政治制度の基本的ルールを遵守しているかどうかであって、貿易自由化はコンディショナリティになるべきでない。またEUの実行能力も革新されるだろう(SEARDや責任の分権化)。タイミングは2000年(第2陣候補諸国のEU加盟交渉の開始と新連合協定の交渉開始)と2003年(第1陣のEU加盟と新連合協定の発効)が画期となる時期であろう。

3) 南東欧の諸ニーズ(略)

4) 結論

コソヴォ紛争はヨーロッパ域内の出来事であるから、EUが関与(inclusive)し、EU戦略のギアを入れ替えなければならない。これまでのEU拡大には、アキ・コミュニテールに深く、持続的かつ優先的に収斂されなければならないという確固としたドクトリンが支配していた。だが、その用意のある地域にはそれはふさわしいが、長期の無秩序と衝突のある地域(コミュニティ)には無理である。RAは拡大プロセスにとって貧弱で程遠い内容でしかなかった。新政策には、以前にもまして急速かつ高度に包括(inclusion)するような強力なアプローチが必要である。ここで提唱しているのは、この地域との親善ではなく完全な統合とその地域で感知されるニーズに接近すること、の2点である。

この提案は、a) 南東欧のEU統合を実質的な通貨金融統合手段により一挙実現すること、b) 戦後復興開発投資に独自の融資機関を設立すること、c) 独自の柔軟なメンバーシップを工夫すること、d) EU財政出動も含めて資金支援を考慮すること、に特徴があるだろう。

2. 「南東欧の安定化と繁栄への道：地域戦略ペーパー」

先に指摘したように、1999年に発足した安定協約は、これまで2回のコンフェレンス（2000年3月29-30日、2001年10月25-27日）を開催している。その第1回目の開催準備のなかで、背景ペーパーとして、世銀「南東欧の安定化と繁栄への道：地域戦略ペーパー」（以下では「道」と略称）が、第2回目としては、世銀・IMF「南東欧における平和の構築：コソヴォ紛争以後のマクロ経済政策と構造改革」（以下では「平和構築」と略称）、欧州委員会「拡大を成功させる」が準備された。「道」は、IMF、EU等と協議して、世銀欧州アジア部が作成したものである。他方、「平和構築」には「道」に含まれていた社会的衝突と社会的収束が分析範囲から除外されている。「道」は、個別・国別プロジェクトについてのアジェンダには触れないで、この南東欧の地域発展・統合の総合的接近の枠組みを示したものであるので、ここでは「道」のみを検討していこう。

その章立て構成は以下のようになっている。

序 章

第1章 南東欧の安定化と繁栄への道 戦略的アプローチ

第2章 南東欧の経済社会発展と改革の前進

第3章 安定協約のコンテキストにおける南東欧のための貿易統合

第4章 私的セクター発展のための適切な環境の創造

第5章 SEE地域の平和と繁栄のための社会包摂と社会変化の条件

第6章 強い制度とグッド・ガバナンスの必要性

第7章 経済発展と地域統合を支えるインフラ・プログラム

第8章 経済成長と地域統合を支える環境プログラム

その内容は以下の通りに要約できる。

- 1) この地域戦略の目的は、繁栄の増進、貧困の撲滅であり、その前提となるのは平和の構築、安定、持続可能な発展である。そのためには国内改革プログラム、強力なガバナンス制度、健康な環境管理、インフラの整

備が求められる。社会的包摂と結束を強化する政策がキーとなる。

- 2) 7カ国を占める南東欧は5,600万人からなり、極めて多様性をもつ地域である。平均1人当たり所得は2,200ドルで、中東欧の半分の水準に留まる。過去の移行と紛争の結果、生産生活水準が低下し、現在、移行前の75%の所得水準にようやく回復した。他の地域との大きなギャップに注意しなければならない。生活水準の悪化は貧困、不平等、失業への警告である。
- 3) このような経済成果の悪化は4つの要因よりもたらされた。(i) 移行の初期条件が、不均衡な産業構造、弱い制度、分断化された社会で不利だった。(ii) 戦争、内部紛争、民族対立は、ビジネス環境を不確実なものにし、政治的システムに緊張をもたらしした。(iii) 一貫したマクロ経済安定化政策がとられなかった。(iv) 構造的改革政策が弱く、貿易自由化、民営化、企業改革、競争政策、金融セクターの発展が中東欧に比べて遅れた。制度、社会、環境政策の発展が見られない。
- 4) 以上の遺産の克服には、すべてのパートナーが共同(ジョイントコミットメント)することを要求している。各国は改革と地域内協力により深く長期にコミットし、地域全体の繁栄と貧困の撲滅の共同目標を達成することが必要である。改革に関係する安定化と構造改革プログラムは各国別に特殊性をもっているが、南東欧に共通する5つの領域がある。
- 5) だが、改革と地域内協力だけでは目標達成には十分ではない。成功は、ヨーロッパとグローバルな構造、とりわけEUへこの地域を統合するための信頼でき、予測できるような道を確立することに決定的に依存している。その道が、指導者と国民に改革と協力を推進するうえで期待のアンカーをあたえ、インセンティブと規律をあたえる。国際社会は金融、技術援助、政治的支持でこの戦略の実施をサポートしなければならない。
- 6) 目標達成に向けた支援の推進力は以下の4点である。
 - (1) EUとの貿易統合と南東欧の内部の貿易統合(他の地域、過去の経験

から、事実上の統合の第一歩は貿易統合)、そして民間セクターのための安定的、透明性、無差別な環境の創出。

- (2) 社会的緊張を緩和するための社会的包摂の促進(170万人の難民と国内避難民、それが不安定の大発生源、貧困の持続が緊張の拡大と地域の分断をもたらす、社会サービスと雇用への平等なアクセスが重要であり、教育による価値観の転換が必要)。
- (3) 制度容量、ガバナンスの構造の改善、反腐敗の努力の強化(漸進的統合は制度の成熟を要求するが、その分野が弱い、反腐敗、透明性と説明責任制の向上、内部コントロールの向上、行政差別撤廃、参加の拡大)。
- (4) 他のヨーロッパ地域と物理的に統合し、域内内部を統合するための地域インフラの整備投資(戦争と財政危機がインフラの悪化、環境の悪化をもたらした。その改善が長期の繁栄と持続可能な経済成長にとって必要条件)。

7) 参加国の改革努力が、上記と同時に、平和、安定、繁栄への最善の希望である。

では、この「道」の地域戦略の特徴をどのように理解できるのであろうか。

第1に注目しなければならないのは、その理論的フレームワークである。この「道」を作成したのは世銀であり、その作成の方法論的枠組みをなしたのは「包括的開発フレームワーク」(CDF)であった。そのCDFとは、社会、経済、人的資本、ガバナンス、環境、開発の金融的な視点の相互依存関係に注目する理論的フレームワークに従った全体論的開発接近法である。それは旧来の「ワシントンコンセンサス」を超えるものとして注目され、すでに章立て構成に現れている。例えば、第4章では、公的セクターの民営化について指摘しながらも、中小企業の下からの発展と外資も含む投資のための環境整備に重点を置いている。また、第5章では、少数民族、社会的マイノリテ

ィの社会的排除を低下させ(難民等の帰還を含めて)、社会的結束を強化するための制度構築、人的資本形成と教育投資重視、若年層の雇用機会創出、メディア・世界知識システムへの参入促進、市民社会・社会的権利の保護を政策化している。そして第6章では、公的制度の弱さが私的セクターの発展の障害となっていることも押さえ、チェック&バランスと社会的結束の必要性、強い公的セクターの構築、腐敗犯罪との闘争、長期的制度構築のモニタリングと初期のアクションプランを展開している。これらの言及は、中東欧と旧ソ連の市場経済化からの教訓と戦後復興にたいする包括的なスタンスの反映として見ることができるだろう。

第2に、世銀の「包括的開発フレームワーク」(CDF)に対する懐疑・批判が一般には存在する。例えば、大野氏によると、その問題点は、総花的性格、経済発展の動態的・地域的視点の欠落、政策策定への参加力量の途上国側の現実的な不足、画一的プロセスへの強制と各国の個性・発展段階の配慮不足があげられる⁵⁾。だが、「道」を分析する限り、総花的性格や政策策定への参加力量の途上国側の現実的な不足(例えば、参加国すべてではないにしても、ボスニア・ヘルツェゴビナやコソヴォ)は当てはまるとしても、以下で指摘するように、経済発展の動態的・地域的視点の欠落、画一的プロセスでの強制と各国の個性・発展段階の配慮不足には一定の改善が見られることも確かである。

まずは、経済発展の動態的・地域的視点の欠落についてみよう。この「道」の独自な特徴は、「ヨーロッパ・グローバルな構造、とりわけEUへのこの地域の統合に信頼でき、予測できる道確立すること」に決定的な意味、重要性を置いていることである。先の特徴5)で指摘したように、各国による改革と地域内協力のより深い長期のコミットだけでは、この地域の繁栄と貧困の撲滅という目標達成には十分ではなく、また、国際社会が金融、技術援助、政治的支持でこの戦略の実施を支援するだけでも足りない。つまり、南東欧諸国にはヨーロッパへの帰属願望というコンセンサス=地域主義=ヨーロッ

パ主義がすでに存在していることを前提に、EUへのこの地域の統合に信頼でき、予測できる道を確立することに決定的にすべてが依存しているとされる。さらに他言すれば、EUとの統合が、安定化と自由化を含む経済改革や制度改革、社会的結束と包摂の推進、地域的・民族的和解、地域協力を推進するためのインセンティブとディシプリンの双方であり、かつ推進力であると理解されている。EU加盟が政治的目標になることによって、この目的のため諸政策に従う用意が生まれ、民族対立克服、経済改革と域内協力を加速化する主要なモチベーションにもなっている。ここには、EU加盟がこの地域全体の経済発展の動態的發展・地域的視点を提供する構図になって、CDFの平板性、総花性を克服しているように見える⁶⁾。

ところで、EU加盟準備は、ルーマニアとブルガリア、ルーマニアとハンガリーの間に存在する民族対立を緩和するようプラスの影響を及ぼし、マケドニア、アルバニアそれぞれとのSAA交渉も前進しているが、このようなアプローチは以下のような2つのリスクをもっていると指摘されている。つまり、(i) ある国が實際上、取り残され、排除されていると感じる危険性、(ii) EU加盟の展望がある国にとってはかなり長期のことに感じられ、政治的経済的動態を解き放すことができない危険性である。だから、統合の展望は政治家と国民の双方にとって「リアルな展望」でなくてはならない。あまりに高度に差別化されたEU加盟への道はナショナリズムと敵対の火に油を注ぐことになりかねない。

第3に、各国の個性・発展段階についても、2)で示したように、地域の多様性と対内・対外的差異について配慮がなされ、「地域戦略は各国それぞれに特殊な包括的發展フレームワークが必要である」とされる。その場合に必要な第1ステップは、「良き隣国政策」であり、第2に「マクロ経済安定化・構造改革プログラム」の実施であるとされる。このプログラムにかんしても国別の特殊性があるとされるが、にもかかわらず、共通の優先順序を与えられる5つの分野が存在するとされる。第3表は南東欧地域でかなりの前進の

第3表 アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ連邦 (BiH)、ブルガリア、クロアチア、ユーゴ連邦 (FYROM)、ルーマニアの経済の現状と格差

	現 状 と 成 果		
	アルバニア	BiH	ブルガリア
1.1 成長、輸出、雇用を促進する民間セクター環境の確保	「戦略」企業（鉱業、燃料）は損失を継続、政府債務の増加、小中企業は育成せず、生産に貢献なし、返還が民営化の障害に、外資はコソボで悪影響を受ける、法的枠組みは不適切かつ貧弱な実行力しかない。	予定の共同施設は設立、経済法制は確立済み。だが連邦レベルと構成国レベルの実質的なガバナンス構造は復興成長のためにはなおも発展が必要。それぞれの構成国はそのための健全な財政歳入源を確立し、民営化すべき企業目標数を確立することが必要。解雇・雇用制限を限定する労働法を制定することが必要。民間セクター発展と民営化の法的枠組みを実効的なものにするのが決定的。	石油、電力、鉱業、ガスの国営企業を民営化する法的障害がなくなり、民営化の途上。民営化の前進は透明性と競争的手段を利用すべきである。有価証券の法的、規制の枠組みは修正済み。中小企業発展戦略は定式化され、採用。破産・清算手続きは既存の法・規制と手続きの障壁を除去することで近代的に能率化された。更なる減少が決定的。
1.2 貿易自由化の一層の促進	単純な平均関税率は12 - 16%の範囲。だが、生産品目毎の差別化があり、実質的な保護主義となっている。関税体系をもっと統一的にすべきである。	平均関税率は低いが、高度に分散化している。関税体系をもっと統一的にする必要がある。また構成国間の政策を調和させ、もっと自由な構成国間貿易を許可すべし。	貿易体制は比較的自由化完了。工業加重関税は9%、農業は21%。さらなる削減が決定的。輸出課税と数量規制（主要には農業）は削除して、再課税しないという信頼すべきコミットメントを出すべき。
1.3 金融システムの安全性、健全性、成果の標準の改善	フォーマルな銀行部門は国内信用という点では管理のまずさゆえに機能していない。国営銀行は国家の代理人として財政制約がソフトになっている。3つの国営銀行は支払い不能になっている。民間銀行にとって高い預金収集リスクが信用促進の仲介業としての機能を妨げている。	戦略的投資を引きつけるために銀行部門のリストラ、ダウンサイジング、民営化が必要。民間銀行の発展支援のために、行政が法的規制の枠組みの修正と適用を行うべし。戦争の後遺症の影響で外資の参入は開始されていない。わずかな金融サプライヤークレジットに限定されている。	銀行の自己資本比率は上昇し、銀行業監督プログラムが採択され、公的セクターの銀行は民営化を開始。新しい預金保険法が成立履行。銀行体系の完全な民営化が必要。監督の強化が実施され、国際会計基準が採用された。契約的諸制度の熟練基盤が格上げされ、長期の非銀行金融手段も格上げされた。
1.4 農業部門の歪みの解消、完全な民営化、競争力の改善	価格の歪みの是正と市場指向の誘因体系は維持する必要。返還と不適切な法的行政的手続き、不十分な登録施設のために私有地の売買取引がない。共同所有土地の所有と責任の明確な基盤がない。水資源と排水、灌漑体系の悪化、不適切な管理のために灌漑済み土地の低利用。家畜	国内農業プログラムが再開し、現在は食料援助はほとんどなくなっている。しかし根本的な制度構造的制約に届くまでの進歩はない。中期の農業プログラム支援の必要性は残されている。	土地取引の法的・規制の障害は除去され、土地の返還は実効予定。農業価格と誘因は価格・利ざや管理や他の非誘因要素の解消によって改革されるべき。交渉的な価格システムは除去済み。農業企業の民営化プログラムは完成済み。民間市場発展（ブラス対外貿易）のための環境の改

	現状と成果		
	クロアチア	FYROM	ルーマニア
1.1 成長、輸出、雇用を促進する民間セクター環境の確保	大企業の49%を民営化する法制化が承認済み。公共大規模インフラと公共企業の民営化は進展が遅い。国家独占は効率的な手段へのインセンティブをもち、コストを民間部門に肩代わりさせている。国家独占の民営化戦略は開発され、テレコムの民営化は完成し、石油ガスは民営化を準備中。	農業と工業、インフラの民営化とリストラは加速が必要。倒産・リストラ・清算のプログラムが採用済み。貧弱な企業ガバナンス、不確実な土地・所有権、断片化された所有、株式取引の制限、国内市場の狭隘さ、中小企業の信用へのアクセスの不便、実質高利子率。投資基金の法制化が必要。	I M F安定化プログラムへの従順が継続。中長期資本取引の制限は撤廃必要。国営企業の加速的民営化が必要。不良企業の閉鎖による損失の削減。ポートフォリオ投資・直接投資の制約が撤廃必要。中小企業による中長期融資の利用改善が必要。
1.2 貿易自由化の一層の促進	単純な平均関税率は12 - 16%。関税分散を削減すべき。特に農業製品に対する特殊な課税とライセンス制は廃止すべき。	単純な平均税率はほぼ20%。もっと低下させるべき。輸出入の引き渡しのような貿易許可制が残っている。	農業関税は低下が必要。関税と価格規制は少数の品目サービスにのみ限定済み。外国貿易はさらに自由化が必要。安定的かつ無差別に経済行為者に適用すべき。
1.3 金融システムの安全性、健全性、成果の標準の改善	実質セクターの貧弱な成果が銀行業の流動性を圧迫。銀行部門の一部の支払い不能が信用制約となり、偶発的な財務義務と弱い銀行監督となっている。銀行資産整理の手続きは1999年に改善された。不良銀行のための予測研究は完成した。自己資本比率ルールと会計標準は導入された。銀行部門の国家所有はまだ削減されていないが、預金保険機構は十分に基金補填された。預金の回収ペイアウトは迅速に実施すべき、公的融資管理はまだ近代的な効率化が必要。	銀行業における高い貸し出しレート、高い制度リスク、高い費用と損失。銀行システムにおける信認の欠如は貧弱な貸し出し実践から生まれる。国立銀行メカニズムは金融政策・管理のための間接的用具を導入すべし。民間部門への用具とサービスの欠如、制度と市場の枠組みを強化すべき。商業銀行の独立性と能力、銀行部門の監督と規制に国際基準を適用することを促進すべき。	直接信用の廃止、貯蓄動員の新金融用具は開発が必要。中央銀行による擬似金融活動は廃止必要。国営銀行の民営化と民間銀行の発展障害の除去が必要。銀行・非銀行金融機関の監督と規制の強化が必要。銀行は統一的国際会計基準を採用途上。金融管理のための手法は導入済み、銀行の預金獲得は改善中。銀行のリスク管理能力の改善、資本市場の規制と監督は強化が必要。預金保険機構は確立済み。中小企業向けの金融は開発必要。
1.4 農業部門の歪みの解消、完全な民営化、競争力の改善	農業セクター政策研究についての世銀との共同は、価格、貿易、補助金に関する農業政策の修正をもたらした。国内農業発展戦略を採択し実施される。	農業セクター政策研究についての世銀との共同は、価格、貿易、補助金に関する農業政策の修正をもたらした。国内農業発展戦略を採択し実施される。	あらゆる農業生産物の価格は自由化済み。実質額で補助金は削減され、一方的な輸出割り当て数量制は廃止済み。農村金融機関は発展が必要。国家穀物市場独占は解体され、その後継会社は民営化済み。投入財市場への民間の参入は促進され、商品市場は確立済み。農業サービス会

	管理への注意不足が低生産性と生産中止となっている。		善と、輸出指向型農業の発展に努力が集中される。中期的な目標はインフラ金融と管理、投入財へのアクセスの改善を通じた農業の持続的な集約化の促進。
2. 貧困の減少と社会的発展	劇的な実質賃金の低下と都市部より厳しい農村部での貧困。貧困層でも上位第2階層の急速な落下。実質公共保健支出の急激な低下。健康状態の地域的な大変容、保健部門は遺産として非効率性、脆弱なガバナンス・管理をもつ。保健ケアのための自腹支払いの増加。社会的移転は貧困者にとっては(合理的に目標とされた)社会援助とともに決定的な所得要素となる。	利用可能な限られた社会的データは高い地域的貧困の変化を示す。教育システムは断片化されたまま。遺産として教科課程で紛争がある。実質保健支出の劇的な低下。分断化されたガバナンスで激化した構造的な非効率性、社会的支援の厳しい圧縮、年金資格を利用可能な資源に適用させることの失敗。退役軍人の利害は移転支出を食い尽くす。食料援助や他のプログラムのなかでのNGOの決定的役割。	1990年代の半ばにおける貧困の急速な増加。保健教育の公的支出はGDP比率がヨーロッパでは最低。所得5分位層の間で義務教育の有資格者率が格差拡大。実質支出が増加したにもかかわらず、1990年代に健康指標は悪化。社会的支援、年金の改善プログラムが承認されたにもかかわらず、GDPのシェアとして社会的移転への公的支出は減少。社会的援助の前進は緩慢であった。
3.1 維持可能な成長促進型のマクロ経済枠組みの維持と公的セクター規模の削減	財政赤字の削減がインフレ退治にとって本質的であり、成長を引き起こす投資を誘発するのに重要。また、財政赤字の削減は租税・関税行政の強化と公的支出の効率性が必要。	国際支援と厳格な金融政策、均衡のとれた予算が結合した結果、この地域でマクロ経済成果は最優秀。インフレは一桁台に収束。基本的経済・政治制度は確立(国民通貨、中央銀行)。現在の水準の政府支出はほとんどのノルマで超過、維持不可能な状態になると予測。公共財政制度改革が開始。各構成国は租税政策、債務管理、予算管理の透明性の調和化では遅い前進。	安定化プログラムは現在IMFと合意で実施中。公共支出費用体系とプログラムは再考中。公共財政管理はまだ強化されず。公共支出費用の効率性も改善が必要。新しい対外的債務と資源動員戦略は実施中。公的借金の返済と監督は機動中。租税行政のための総合的構造は確立済み。EU加盟のための国民加盟アクションプランが採択必要。マクロ経済措置はEU加盟にとって適格なもの。
3.2 市場経済の要求に合致する国家諸機能の方向転換	弱い公共行政は党派的政治の結果。公共セクターでの資源配分の非効率性は過剰要員と低生産性、過小要員と資格不足が異なる領域で存在しているため。地方政府は地方開発の促進に弱く、不適切。公共施設とサービスは分権化、地方の所有とコスト回収を促進する必要がある。	相互に矛盾する法律と規制は小ビジネスには不利で大企業には有利。複雑な租税構造と関税と貿易規制の調和化は構成国間で不完全。連邦では州の行財政の保障が前進。だが、構成国と地方政府との調整は弱い。その結果、財政構造のなかでは政策とその実施が乖離。信用増加にもかかわらず、銀行は脆弱、資本不足。	石油、ガス、鉱業部門の国営企業を民営化する法的障害は除去済み。企業所有と経営を行う国家機関は廃止済み。公務員身分を含む新公共サービス法とその改革が開始。採択された新手続きルール・ガイドラインがすべての中央官庁に導入される。地域地方政府への責任移管のタイムテーブルは作成中。
3.3 長期経済発展の計画化の強化、公共行政・管理の強化	弱い公共行政が国家の基本的機能を遂行するには不適切。	紛争前のガバナンスと経済管理構造が戦争で解体。その後再建し、必要なところでは新設。社会的援助もあり、基本的支出要請を充足済み。公共行政改革では時間と資源が必要。	EU加盟国家戦略のガイドラインとEU加盟パートナーシップ協定に基づいて、法制改革、行政改革の分野でコペンハーゲン加盟基準に合致するような時間毎のプログラムの準備必要。

			社は民営化され、農産物輸出入のための許可制は除去済み。競争的土地市場はまだ未開発。
2. 貧困の減少と社会的発展	全地域の信頼できる社会データが未利用。貧困は低位で老人層に集中。移行期の実質賃金と登録失業率がかなり上昇。健康ケアへのアクセスは適切であったが、支出費用は維持不可能であり、この部門の合理化が必要。教育の有資格者は安定的だが、支出の対GDP比は低い。ガバナンスと内容は、市場のニーズに見合って改革される。年金制度は持続できないような赤字。多軸年金改革が法制化。軍事・退役軍人の利益は不透明。	移行期間中貧困と不平等は増加。長期の登録失業の急激な上昇。中等教育卒業者の所得水準の上昇により有資格者率の不平等。実質健康保健支出費用の急激な低下、だが効率と質のための誘因は制限されていた。社会的支援と年金は全面的に前進的そして重要な貧困削減はインパクトを与える。	移行初期に貧困と不平等の急速な増加。実質健康保険支出費用がかなり伸び、管理とガバナンスが改革必要。貧困者は初等教育では低い有資格率、システムのなかでギャップが拡大している。全面的な現金移転は貧困者指向的である。社会援助は一層改善しているが、年金制度の改革は承認された。
3.1 維持可能な成長促進型のマクロ経済枠組みの維持と公的セクター規模の削減	公共投資は力強い。公共部門の賃金上昇が計画。だが現行の国家予算の負担増加を最小限にする措置がとられた。さらなる財政移転は削減の必要あり。給与税徴収は改善すべき。長期間安定的で慎重な規制が実施されるべき。中央国立銀行は金融規律を確保すべきである。	公共支出費用は高く、賃金、移転、公的国内債務の急増に向けられている。課税率は高く、脱税ははびこっている。国家によって信用供与された大規模損失企業は解消すべき。国家所有公的施設への滞納金は解消すべき。弾力的価格と市場は競争を保持するために維持すべき。	税制行政の強化と脱税の減少のための措置を実施。公的支出費用のレビューを強化し、新しい統御手続きを採択。自治体への国家からの財政支援は減少すべき。包括的予算管理を政府債務管理とともに強化すべき。市民サービスのための雇用支払いと訓練の改革は未開始。
3.2 市場経済の要求に合致する国家諸機能の方向転換	公共財政管理と効率的な支払いシステムの制度改革が必要。過度の政府支出は根本的なレビューが必要。予算構造の再編、債務監視システムが必要。短期間で破産手続きができる制度的、規制の措置が採用必要。商業契約を強化する経済法制が強化必要。	省庁の政策単位を強化し(あるいは)新規に確立すべき。民間部門の活動を規制し、実施する諸機能は未開発。制度的責任が重複している。公共サービス政策が時代遅れで、成果の誘因が弱い。大規模国家所有と公的調達の不透明性が存在。	地方自治政府はヨーロッパ憲章と合致するような分権化政策が形成途上。地方財政、地方資産管理、地方公共サービス管理の法律は制定済み。地方予算への操作的補助金は廃止され、投資補助金はセンシティブ部門に限定済み。
3.3 長期経済発展の計画化の強化、公共行政・管理の強化	国家が撤退する分野、反対に政策制定や技術的能力を強化しなければならない分野を確認する必要あり。	EU統合の作業計画と加盟インプリケーションを進展させる必要がある。国家は公共投資計画とデータベースを強化しなければならない。	国家の役割を強化・合理化するように重要な行政資源を動員することがEUへの加盟を加速させる。行政改革、市民サービス業務とその規模が次の焦点。

3.4 司法制度の強化	弱い司法実効能力、不適切なインフラ、資格に満たない裁判官、裁判官の安全の欠如。	裁判制度は遅く非効率的。判決の公平正義に疑義。民法提訴の高率課税が提訴請求を消極化させている。不明確な所有権。	司法の現状と効率性についての対話的審査は完了。その改革実施に必要な法律は成立。だが、誤った判決を出す要素が存在。その是正のための措置も実施。
3.5 行政の合理化と透明性	公的部門の賃金未払い。深刻な汚職が発生。司法制度が政治的影響力と汚職に従属。	一貫しない対立するビジネス諸規制がビジネスを困難にしている。それが情実と汚職を発生させる。	ヤミ経済の急増殖。法的行政的手続きの近代的能率化と合理化により汚職撲滅と透明性確保を検討中
4. インフラストラクチャ	電力送配電体系は過重負担状態。料金未払い常態化。電力・水道・道路の隘路が民間部門の成長の障害。水道供給の非規則性。資産は旧式、費用補填が不十分。未整備な下水道。都市インフラの不足。運輸能力の不十分さ。農村地域道路状況の悪さが農村の発展への制約。鉄道は多くの損失と貨物能力の不足。	最も重要な道路・回廊・橋の修理、発電・送電・配電の回復、電気通信サービスの回復。輸送問題のボトルネックの急速な解決。インフラの大部分は紛争前の水準に復旧。だが完全な効率の利用への決定的な制度的ボトルネックは残る。インフラセクターの整備政策と制度改革に焦点は移動中。	主要な目標はEU加盟水準にインフラを格上げすること。インフラセクターの法的枠組みは強化された。操業の効率、財務的育成、公的ファイナンスを制限することが追求されている。既存のネットワークの格上げと改修、リストラ、インフラ会社が民営化途上。
5. 環境管理。国民的資源管理と環境基準の改善	情報の欠如と旧式の森林管理のために資源の大規模な悪化に公共セクターが対応できず。環境の持続可能な発展を保障する政策、公共部門管理が不十分。	鉱山汚染の紛争も続く。地雷が正常な経済活動の再開にとって致命的な障害。新環境法の発展、環境基準と統御の定式化、国内資源管理の発展と環境保護活動計画の発展に連邦は国際支援を向ける必要あり。	EU加盟のための環境戦略と優先順序リストが準備済み。環境スワップのスイスとの協定が締結。国家環境信託基金の能力は強化された。過去の産業企業の汚染は浄化が必要。特定の地域での空気水汚染は減少。

出所：World Bank [2001] annex Table1より作成

相違が生まれていることを如実に示している。その相違は国際機関、EUとの関係にも現れている。ブルガリア、ルーマニアはEU加盟交渉途上にあり、アルバニア、BiH、ブルガリア、ルーマニアはIMF、世銀支援の改革プログラムが軌道に乗っている。コソヴォは国際的な丸抱え支援による国家財政、経済の再建段階にある。クロアチアは選挙後に停滞していた改革再開の兆しがあり、マケドニアは改革プログラム交渉段階であるとされる。

第4に、「道」では、EUとの統合は、経済的面だけからすると、貿易統合に集約されている。「システム」が通貨金融統合を前面にだしているのと対照的である。独自の融資機関（南東欧復興開発行）の設立も言及されていない。その代わりに、制度・国家の構築に重点を置いている。この点も移行経済からの教訓が反映されている。

3.4 司法制度の強化	所有権と契約の実効的システムが弱い。司法制度は商業コードや商法を実施するのに脆弱で非効率的。司法制度の改善、適切な経済商業法の促進必要。	弱い司法制度。法的な枠組みは単純化させるべきで、司法制度への加重は減少させるべき。	N / A
3.5 行政の合理化と透明性	財務、ビジネス実践の法律の実効性は弱い。差別偏見と贈収賄が再生。	法的保護の弱い実効性と不透明性が情実と汚職を促進。	政府は汚職と闘うことを実行。だが決定的措置が必要。
4. インフラストラクチャ	不十分な規制枠組み、低い効率性と高度に統合された施設とエネルギー企業が存在。規制、法律は採用済み。電気通信、電力から施設の民営化は開始。石油とガスのコンゴロマリットがリストラと民営化の前提条件として解体中。	東部と西部の結合は標準以下。道路建設計画能力の不足、関税業務の非効率。都市の水道・給水・配電の非効率性。非経済的な精油産業。管理の改善、修復による損失軽減必要。発電部門には競争を導入必要。電力価格の値上げと長期の発電計画が必要。	現存の供給インフラの修復・近代化の継続必要。新しい価格構造が採用済み。発電独占解体・リストラは実施中。石油部門の完全な自由化が実施済み。国家規制官庁の監督が強化済み。輸送インフラ設備の近代化の遅れ。鉄道のリストラ計画が実施済み。国家電気通信会社は戦略的投資家に売却済みで、デジタル化に成功、その財務は改善中。
5. 環境管理。国民的資源管理と環境基準の改善	工業地域の高度な空気汚染と汚水処理は解決が必要。健全な環境保護方法、効率的活動、文化的遺産保護は、大部分が戦時中に破壊されたので、実施する必要がある。現在、メンテナンス、保護活動は不十分である。	使用済み排水の未処理のために汚染。未開発のままの自然文化ツーリズムは潜在資源。豊富だが管理が悪い自然資源と生物多様性、国家環境保護戦略が必要。	環境保護の法律が通過。汚染源の回復計画が開発、実施中。中央と地方の環境保護委員は訓練中。環境保護庁の制度的能力が強化中。生物多様性のための規制と保護地域管理が開発済み。NGOが活動開始。

まとめにかえて

これまで、展望の見えない経済停滞と旧ユーゴスラビア連邦の維持求心力の喪失とがもたらす悪循環を断ち切り、(1) その経済的停滞を克服し、(2) 求心力の喪失を何らかの形で穴埋めする要素をEC/EUがどのような形で提供してきたのか、を検討してきた。検討した結論は以下の通りである。つまり、90年代初期の対南東欧政策不在、借り物の時代から出発し、バルカン情勢の悪化、ユーゴスラビアの3度にわたる紛争・戦争が発生する毎に、それを修正しながら、ようやく1999年/2000年になって、南東欧諸国のEU加盟の確信的展望を与えることを中核とする対南東欧政策が形成されていった。その対南東欧政策の戦後経済復興版は、中東欧と旧ソ連の市場経済化からの反省点

を取り入れながら、世銀の包括的開発アプローチと合体することで、ようやく提示できた。それがどのような結果をもたらすのか。その点については今後の長期の調査研究が必要となってくるだろう。

注

- 1) 本稿は2000年度立命館大学研究助成による研究の一部である。
- 2) 出所： http://europa.eu.int/comm/dg1a/see.kosovo_docs/speech_93_82.htm
- 3) 一般的な条件は以下の10項目である。
 - 法の支配、民主主義、人権／マイノリティの権利の受入れ（メディアも含む）
 - 自由公正な選挙とその完全な実施結果
 - 差別的扱いがなくなること
 - 初期段階の経済改革の実施（民営化、価格統制の廃止）
 - 善隣関係の準備が証明されていること
 - デイトン協定の受入れ
 - 交渉を終結するための諸条件
 - 交渉開始の諸条件という諸目標を達成する上での重大な前進
 - 政治経済改革の分野の重大な結果（安定的経済環境、価格自由化、規制の枠組み、競争的銀行セクター等）
 - 協力／善隣関係が証明されていること
- 4) 共同事務所の仕事は、支援国の調整、援助の動員、情報交換と透明性の保障、世銀とEUとの関係調整である。EU委員会は、主要な支援国であると同時に、欧州統合とSAPの観点から経済改革の推進力となり、対して世銀は経済分析と戦略的枠組みの発展を担当するという分業関係がある。
- 5) CDFとは1999年に世銀総裁J．D．ウォルフェンソンによって定式化された開発理論・政策である。これに対する評価は日本でも分かれている（原田太津男 [2001]、大野泉・大野健一 [2000]、林健太郎 [2001]）。CDFにたいして最も厳しい評価を下している大野は、ボリビアでのCDFの体験から、次のようにその欠陥を指摘する。
 - (1) その政策マトリックスは総花的な感があり、分野間の相互関係、実施順序、プライオリティが読みとれない。
 - (2) 経済発展の動的あるいは地域的視点が全く欠落して、具体的シナリオが見えてこない。
 - (3) CDFを主体的に策定する力量がないままで参加型の作成が強制される。
 - (4) CDFの定める特殊で画一的なプロセスを経なければ援助プロジェクトが承認されない。各国の個性や発展段階に対する配慮が欠けている。
- 6) これとは別に、経済統合自体も小国に便益をもたらす。(i) 発展した大国・地域への統合は小国に成長と産業化、投資増加をもたらす。(ii) 統合は不確実性を削減して、信用度を高める。反対に閉じられた統合は逆の結果を伴う。

参考文献

- 阿部望 [2001a] : 「 2000 ~ 2001年のユーゴスラビア経済の現状」『ロシア東欧貿易調査月報』2001年5月号
- 阿部望 [2001b] : 「新生ユーゴスラビア (FRY) の経済状況と国際的支援体制 ~ EUのアプローチを中心に」(2001年度ロシア東欧学会報告、2001.10.06愛媛大学)
- CEPS [1999] : A System for Post-War South-East Europe (Plan for Reconstruction, Openness, Development and Integration)(<http://www.ceps.be>)
- EC [1997] : 2003rd Council meeting, general affairs, EC-DG 1A.
- EC [1999] : Development in the countries of the Regional Approach since 1996, in particular regarding compliance, since October 1998, with Regional Approach conditionality criteria,
- EC [2002] : The Stabilisation and Association Process and CARDS Assistance 2000 to 2006.
- European Commission / World Bank Office [2001a] : Report on Activities of the European Commission / World Bank Office for South East Europe 2001, Volume 1: Summary
- European Commission/World Bank Office [2001b] : Report on Activities of the European Commission/World Bank Office for South Eastern Europe 2001, Volume 2: Joint Office Reports.
- 原田太津男 [2001] : 「世界銀行の変貌をどう評価するか」『愛知大学経済論集』第155号、2001年2月
- 林健太郎 [2001] : 「グローバルイゼーションと貧困緩和 公共政策の新たなフレームワーク」『立命館産業社会論集』第37巻第2号、2001年9月
- 岩田昌征 [1999] : 『ユーゴスラヴィア多民族戦争の情報像』お茶の水書房
- KOYAMA , Yoji (1997) : Causes of Nationality Conflicts in the Former Yugoslavia, *Japanese Slavic and European Studies*, Vol.18,1997, pp.53-68.)
- 小山洋司 [2001] : 「マケドニア経済の現状と安定化のための課題」『ロシア・ユーラシア経済調査研究』10月号、No.832.
- 中津孝司著 [2000] : 『南東ヨーロッパ社会の経済再建』日本経済評論社2000年
- 西川長夫・宮島喬編 [1995] : 『ヨーロッパ統合と文化民族問題』人文書院、1995年、P.62
- 大倉春男・金森俊樹・中津孝司共著 [1999] : 『新版現代バルカン半島の変動と再建』杉山書店1999年
- 大野泉・大野健一 [2000] : 「途上国に欧米基準をもちこめるのか」『世界』2000年8月号
- Savic, Nebojša [2000] : The Yugoslav Economy and SEE at the Beginning of 2000. Belgrade
- 千田善著 [1999] : 『ユーゴ紛争がなぜ長期化したか』勁草書房、1999年

- 柴宜弘著 [1996] : 『ユーゴスラヴィア現代史』岩波書店、1996年
- 田中 宏 [1993] : 「中・東欧諸国とECとの欧州連合協定」『高知論叢』第48号 (1993年11月)
- 田中 宏 [1998] : 「東欧の体制移行と対外環境 地域協力とEU加盟から見えること」『ロシア・東欧学会年報』1998年版 第27号
- World Bank [2001] : The Road to Stability and Prosperity in South Eastern Europe, A Regional Strategy Paper
- WB/IMF [2001] : Building Peace in South East Europe: Macroeconomic Policies and Structural Reforms Since the Kosovo Conflict